

第58回議会運営委員会記録

令和7年8月5日

【開催日】 令和7年8月5日（火）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後0時5分

【出席委員】

委 員 長	宮 本 政 志	副 委 員 長	中 岡 英 二
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	笹 木 慶 之		

【欠席委員】なし

【委員外出席議員等】

議 長	高 松 秀 樹	副 議 長	中 村 博 行
-----	---------	-------	---------

【執行部出席者】なし

【事務局出席者】

局 長	石 田 隆	局 次 長	中 村 潤 之 介
参 与	河 口 修 司	議 事 係 長	岡 田 靖 仁
議 事 係 書 記	末 岡 直 樹		

【審査内容】

- 1 議会運営に関する陳情書
- 2 日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書
- 3 第10回議会運営委員会における諮問事項について
- 4 一般質問の在り方について
- 5 その他

午前9時 開会

宮本政志委員長 ただいまから第58回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項の2点目になります日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉棄損事件についての陳情書ですが、審査に入る前に委員の方々に御報告いたします。去る7月23日水曜日（後

刻「7月25日」に訂正）に、陳情者を参考人としてお呼びし、意見陳述及び当該参考人に対する質疑を行いました。その際に私から参考人に対して、参考人の説明中に無礼な発言が散見されることを指摘し、参考人において取り消されるか否かをお聞きしたところ、参考人においては検討するとの回答があったことは記憶に新しいと思います。昨日、令和7年8月4日付で、参考人の方から、一部発言を取り消して修正する旨の申入れがありました。当該箇所をお示しするため、出席議員のみに資料を配付しておりますので御覧ください。参考人の御意思のとおり、これらの箇所について取消し、訂正等を行うことに委員の皆さん、異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、措置をいたします。なお、措置の方法としては、皆さんもう御存じだと思いますが、現状では委員会記録から発言そのものを削除することはできませんので、記録上、当該箇所に昨日付で取消しをして、訂正等があったことを付記することといたします。それでは、審査に入ります。

岡田議会事務局議事係長 陳情者からの取消しについて御報告させていただいたときに、参考人による意見陳述及び参考人に対する質疑が行われた日時について、誤って「7月23日」とお伝えしましたが、正しくは「7月25日」でした。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございません。

宮本政志委員長 7月23日は勘違いでした。25日に参考人招致をしておりますので、訂正しておきます。事務局、ありがとうございます。それでは、本日の付議事項の1点目になります。議会運営に関する陳情書についてです。こちらについては、各会派に持ち帰っていただいております。これは回答をしていかないといけませんので、その回答に関して各会派で持ち帰った御意見等をお聞きしたいと思いますが、御意見等はございますか。各会派で持ち帰って願意を議論していただいていると思います。その願意の下で、陳情書の1、2の項目がございます。1についてでも2についてでも構いません。ただ、2に関しては、1にも関係してくる

ということが陳情書の説明書でもございましたので、これは1、2と連動した意見でも構いません。それぞれの会派の意見をお聞きいたします。

笹木慶之委員 我々の会派の中では、既にいろいろと意見は言っておりますが、視察対応の概要については、記録を残すべきだという結論に至っております。ただ、既に公表している視察日、自治体名、委員会名、それから視察内容等々については、これまでにはなかなかよく分からなかった面もありますが、そういったものを踏まえて、相手方の質問事項についてある程度まとめて概要とすべきじゃないかなという意見を出しました。それが今の主なものが、議会とすれば、陳情に対する請願の意思はやはり正確につかんで答えるべきだと思っております。

宮本政志委員長 笹木委員、請願じゃないですね。これは陳情書です。今的内容からいくと、本市議会に視察に来られる場合、記録として残すべきだというのが至誠一心会としての意見ですね。

笹木慶之委員 そうです。

宮本政志委員長 笹木委員、至誠一心会の意見をもう少し詳しく聞きたいです。記録とおっしゃったんだけど、記録にもいろいろあるので、具体的にどこまでどういった記録を残したらいいという意見はありますか。

笹木慶之委員 要は相手方があるものですから、それに対しては細々と意思を確認することがなかなかできない面があります。ですから、やはり願意が貫かれるようなものにしたいということで、そこに対してはそれ以上のことは申し上げておりません。

宮本政志委員長 この後、みらい21、創政会からの意見も聞きます。今、「願意を尊重して」と言われたんだけど、至誠一心会としてはこの陳情書の願意をこのように受け止めたと。だから記録を残すべきだということだ

と思うと。その辺もう少し詳しくお聞きしていいですか。

笹木慶之委員 だから、詳しくと言っても、それは相手方があることだから、主觀的にまとめるわけにはいかないので、そのような要望がありました、あるいはこのようなお話がありましたという形での取りまとめしかないだろうと思います。

宮本政志委員長 違う違う。僕の聞き方が悪いのかな。この陳情書の願意を至誠一心会としてはどのように受け止めたかということをお聞きしたいです。

笹木慶之委員 だから、願意というのは、相手方が求めているものに対してはどのような形で取り扱ったのかということだけだと思います。

宮本政志委員長 なるほど。そのほか創政会、あるいはみらい21のほうで、この陳情書に対する御意見等はございますか。

伊場勇委員 樋口晋也氏から出された陳情書の1点目については、議事録、あるいは概要を記録として残すことを要望されており、その理由として説明書という文書も出されました。どういう方が、どういう内容で来られて、本市議会がどういう発信をしたかというところが貴重な資料になるんじゃないいかというお考えの下でこの陳情が出されたと理解しています。創政会としては、笹木委員のおっしゃったように、記録を残すということは必要だと考えています。しかしながら、議事録を全て残すのかという問題については、その必要はないと考えます。なぜならば、来られる方が公務の場合もあれば公務じゃない場合もあります。また、実際に視察を受け入れて話す中で、ざっくばらんに話す内容等々もあります。「今からこうすべき」というようなまだ決まっていない内容についても、来られた方といろいろお話しする場合があります。それについて全て議事録として残すのであれば、なかなか踏み込んだ質問や意見等々も出に

くいように思います。今、質問事項は、視察の受入れのときに事務局同士で連絡を取っていただいて、この大きな大項目の中でこういった質問をしたいということを事前に受け取っているところです。その質問事項については、視察内容のところをもう少し膨らませて出す必要があるかと思います。記録のことについては以上です。

宮本政志委員長 今、創政会の意見を聞いて、少し分からなかったことがあります。冒頭、伊場委員は、記録を残すべきだという意見を言われました。記録は残すという点では至誠一心会と同じと受け止められました。ただし、記録イコール議事録として、視察に来られたときの全ての記録を残すということに関しては、議事録は作成する必要がないと。それに加えて、行政視察受入れ状況のことを言ったのかな。つまり、視察に来られた方が、どういったことを目的で来られたかという、その質問内容、質問概要を新たに視察受入れ状況に加えて、それで足るのではないかという記録の残し方ですか。そういうふうに受け止めたんですけど、どうですか。

伊場勇委員 委員長がおっしゃるとおり、大項目について、例えば議会改革についてだけだと、議会改革にも様々ございまして、どういうことを聞きに来られたのかなど分からないです。これが今の状況ですから、もっと細分化してどういうことを聞きたいのか、例えば予算とか財源とかをどういうふうにされたかというところが聞きたいなどが分かれば、より市民に対して議会の活動でこういう受入れをしていくと伝わりますし、市外の議会からも視察先として山陽小野田市議会を選んでいただける理由にもなると感じます。

宮本政志委員長 もう少し簡便にお願いします。行政視察の受入れ状況等、委員の皆さんにはホームページでも確認は常にしてらっしゃると思います。申込書にも少し関係させないと、この受入れ状況を後々追加しようというところができなくなるんだけど、その辺りの申込書の変更や追加につ

いて、創政会としての御意見はござりますか。

伊場勇委員　山陽小野田市議会の視察受入れについては、ホームページ上で御案内しております。その中に申込みの書式がございます。その中にも追記が必要かと考えます。というのが、どういうふうな質問事項をされたかについては、こちらの受入れ状況として公開させていただきます、残しますというところは御案内の中で入れるべきかと思います。

宮本政志委員長　申込書の調査事項をできるだけ詳しくと書いてあるけど、そこに来られた視察の目的、その中で例えば質問概要として1、2、3と三つあったとしたら、申込書はそれについて具体的に記入されるけど、質問概要是これに追加されるわけだから、それを今後記録として残してオープンにしていくということですね。よく分かりました。

伊場勇委員　可能であれば、写真等も載せるほうがよいと。そんなに難しい作業ではないと思うので、載せるとよりよいかなと考えます。

宮本政志委員長　大井委員、みらい21の御意見をどうぞ。

大井淳一朗委員　特に付言することはないんですけども、ほかの会派が言われるように、具体的な質疑応答等の記録を残すのは——やはり本市議会に視察に来られる活発な意見交換の機会の確保が難しくなる可能性があるという点で、具体的な記録までは残すことは適切ではないと考えます。ただし、視察対応の記録を残すことが市議会の重要な財産になるという願意がありますので、それにできる限り応える意味でも、これまでのように単に議会改革についてではなく、視察内容ということで相手方の質問事項の概要を残すことが必要ではないかと思います。また、伊場委員が言われたように、写真は市議会のフェイスブックでも載せてはいますので、その限りにおいては活用できるのではないかと考えます。

宮本政志委員長 3会派の意見をお聞きしますと、冒頭の部分で笹木委員と伊場委員の意見は大きく違っていて、至誠一心会は議事録を全部つくるべきという意見だと受け止めたんですけど、そうじゃなかったですか。

笹木慶之委員 違います。冒頭に申し上げたように、概要という形です。だから、細かいものをどうこうというんじやなくて、必要なものについてはやはり求めていくものもありますが、行政視察の目的そのものに沿ったものでその概要をまずまとめるということです。

宮本政志委員長 概要とか沿ったものとかと言われても、具体的に言ってもらわないと、幅が広過ぎて分からないんですよ。視察に沿ったものとか、概要が何の概要なのかっていうことをもう少し詳しく言わないと。だから、視察に来たときの議事録を残せというふうに受け止めたんですよ。もう少し詳しくお聞きしていいですか。

笹木慶之委員 だから、相手方のあるものに対しては正確に答えるということは調査の目的が定まっておればと思います。しかし、それに沿ったもの以外のものになったり、あるいは質問事項になったりするとそうではないものもあり得ると。したがって、概要でとどめておくべきだらうと思います。

宮本政志委員長 だから、笹木委員の意見を聞くと、視察のときの全体を通じて、その中で概要版をつくると受け止めるんですけど、僕の受け止め方が悪いのかな。議論の場ですから、ほかの委員の方から聞かれてもいいですよ。今、創政会の伊場委員とみらい21の大井委員が言われることは合致していると思うんですけど、至誠一心会はほかの会派と違うと受け止めているので、そこをもう少し議論していただきたいと思っています。伊場委員と大井委員は、笹木委員が言われることが分かりましたか。

伊場勇委員 笹木委員が言われる概要というのが理解できていません。私の会

派としては、あらかじめ来る質問事項については、視察内容の中に入れ込んでいいんじゃないかと、そこまでいいと思っています。質問事項が来て、回答も出すべきかどうかというのは話したんですけども、そこまでは入れなくていいだろうというのが私の会派の結論になっているんですよ。なので、それが私たちの残すべき概要になります。笹木委員が言われた概要というのがどういったものなのかは理解できなかったので、教えてもらってもいいですか。

笹木慶之委員 だから、視察目的というのはまず定めてあるわけですよね。それに対して聞かれます。ですが、それに対する回答事項については、やっぱりいろんなイレギュラーがありますから、それに対しては回答という形にはなりません。だから、質問に対してどのような取扱いをしたかというまでの取りまとめになるだろうと思います。

宮本政志委員長 いやいや、それは矛盾しませんか。向こうが聞いてきたことに関する回答は必要ないと言いながらも、後半はそこも含めて必要だって受け止められる。笹木委員、先ほど伊場委員が言ったのは、視察受入れ状況のことなんです。例に出したら分かりやすいんですよ。御存じですね。例えば、令和6年5月9日北海道江別市が来られています。これは議会運営委員会が対応で、1、政策提案特別委員会について、2、議会制政策討論会について、3、議会モニター制度についてという三つについて視察内容として来られたわけです。創政会としては、例えば、1、政策提案特別委員会についての中で、仮に（1）、（2）、（3）と聞きたいことがある場合は、それをお聞きして、そこまでを記録として残して公開したらいいんじゃないかということを具体的に言っているんですよ。みらい21としても一緒ですと。それを伊場委員と大井委員は言っているんです。笹木委員が概要を記録としてっていうその概要の詳細が分からぬから、伊場委員は笹木委員に、つまり至誠一心会に聞いたんです。だから、もう少し分かりやすく言ってもらわないと。議論の場ですから、意見は割れてもいいんですよ。割れてもいいけど、もう

少し詳細を伝えてもらわないと議論ができないです。僕もよく分からないです。

笹木慶之委員 もちろんお答えできるようなものについては、お答えできる部分はあるかと思います。しかし、やっぱりいろんな要素を持っている事案がありますから、それに対してはまとめて概要として取り扱うべきだと思います。

宮本政志委員長 だから、そこの意味が分からないです。来たことに関して概要を取りまとめてといったら議事録でしょう。要は、来たときの内容を全てですから。よく分からないです。

笹木慶之委員 だから、表現できるものに対しては、当然表現しながら概要をまとめていくということですね。

宮本政志委員長 だから表現できるものとは具体的に何ですか。

笹木慶之委員 できないものもあるんじゃないですか。

宮本政志委員長 だから、表現ができるもの、できないものを具体的に言ってください。詳細が分からないです。言われていることがよく分からない。

笹木慶之委員 相手方が考えるものであって、相手方がそうではないものについては、そのような質問がありましたということで概要として取りまとめざるを得ないと思います。

宮本政志委員長 これは平行線になりますね。休憩を入れよう。暫時休憩に入ります。

午前9時22分 休憩

午前9時38分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。付議事項1点目について、休憩前の議論を踏まえて御意見等はございますか。

伊場勇委員 笹木委員に確認します。内容は視察を受け入れたときの議事録を全て残す必要はないということでよかったです。

笹木慶之委員 そのとおりです。

伊場勇委員 分かりました。それではもう1点、笹木委員に確認します。今の視察内容を開示するときに、もう少しボリュームをつけるときには、質問事項があらかじめ本市議会にも来ますので、その事項だけを今の受け入れ状況の中に追記するということでよろしいという御理解でよろしいですか。

笹木慶之委員 質問内容が必要な場合には、当然それを付記します。

宮本政志委員長 必要な場合というと、今度は必要である場合とない場合の定義が必要になってくるので。

伊場勇委員 必要がある場合とない場合、なかなか判断が難しいかと思いますので、事前にきた質問事項のみは今の受け入れ状況の中に追記するということでおろしかったですか。

笹木慶之委員 そのとおりです。

伊場勇委員 この質問事項については、対応された議員と事務局が責任を持つ

て記載するべきだと思います。それと前回、私は要綱についてもどうかという発言をしました。ですが、このことについては、今、御案内の中に追記する必要がある場合、すみません、ホームページの御案内のところについても……（発言する者あり）御案内のときにも、「質問事項については、受入れ状況として本市議会では公開しています」っていうのも必要かと思いますので、それぐらいであれば、要綱は決めずにこの議運の決定事項として取り扱うべきだと思います。意味が分かりますかね。

宮本政志委員長 今の発言では受入れ状況と要綱が一緒になりましたね。要綱が必要かどうかはまた後で議論すればいいです。伊場委員が言うのは、視察受入れ状況への追加等かな、それとも申込書かな、どちらのことですか。

伊場勇委員 申込書じゃなくて、行政視察の受入れについての中で「質問事項については、本市議会の受入れ状況の中で記載させていただきます」ぐらいの文言は必要かなと思います。

宮本政志委員長 そもそもこの陳情書は、記録を残すことが本市議会の財産であるというのが願意です。先ほど大井委員がおっしゃったところですね。そこから少し離れてしまうんだけど。つまり、笹木委員は、先ほど伊場委員が聞いた質問に対して二つ答えたわけですよね。そうすると、至誠一心会、みらい21、創政会の委員の意見からすると、まず視察内容に関する議事録の作成は必要ないと。それから、質問概要については記録として残せばいいと。ただし、質問概要についての回答までは必要ないと。陳情書の1に関してはこれで意見が一致したと受け止めているんですけど、それでよろしいですか。

伊場勇委員 おっしゃるとおりだと思います。

宮本政志委員長 大井委員はどうですか。

大井淳一朗委員 それで結構です。

宮本政志委員長 笹木委員、至誠一心会はどうですか。（「はい」と呼ぶ者あり）1についてはいいですね。今、伊場委員がその後のことを言っています。それも要綱とは少し別で、話を分けないといけないですね。受入れ状況とか最初の視察に来る状況とか——事務局、この議論の中で、もう少し補足したほうがいいことがあったらお聞きしたいんですけど、何かありますか。

岡田議会事務局議事係長 先ほど、伊場委員の御意見の中で、行政視察申込書を変えるべきではないかというお話があったと思います。その点について、陳情からは離れてしまうかもしれないですが、よろしいですか。（「どうぞ、岡田係長」と呼ぶ者あり）。行政視察申込書中には「調査事項をなるべく具体的に御記入ください」と書いてございます。もちろんこのとおりに御対応していただける市議会等もございますが、やはりまずは皆様が言うところの大項目を決めて申し込まれて、詳しい調査事項は日程調整の後に出されるところが多いという印象を受けます。ですので、伊場委員がおっしゃっているのは、行政視察申込書が出された段階で、例えば小項目まで書かれていなければ差し戻して書いていただくというところまで求めるものでしょうか、それとも、一旦は大項目だけの記載でお受けして、ホームページで言いますと行政視察申込みの流れの4番に当たるんですが、受入れが決定したら、皆様で言うところの小項目の調査事項を送付してもらうことで足りるものなのか、そこを確認させていただければと思います。

伊場勇委員 申込みの流れと運用がよく分かりました。であれば、行政視察申込書については、今までよろしいかと思います。事務局レベルで視察受入れがより充実するように調査事項のやり取りをしているということですので、その点については申込みの後のやり取りでしっかり質問

事項を上げていただくということで、申込書は今までよろしいかと思います。

宮本政志委員長 視察ですから、少し質問のポイントと違うところが出たとしても、概要として後から記録を残すことができますね。その点について、大井委員、笹木委員からは、御意見等はございませんか。

大井淳一朗委員 こちらから視察に行くときにも、最初の調査事項は大項目的なものになります。それから後日、事務局とのやり取りで、詳しい調査事項というか、質問事項を出させていただいております。ですから今回の場合で言えば、後日に詳しい質問事項が出てきますので、それを最終的には記録として残すことになろうかと思います。その点では賛同いたします。

宮本政志委員長 おっしゃるとおりですね。笹木委員、別段何かございませんか。

笹木慶之委員 行政目的に沿った対応ができていれば、それ以上のことはありません。

宮本政志委員長 そうしますと、2点目にも行きたいのですが、前回、伊場委員から要綱の関係が出ていました。これは2番には関係しないんですね。要綱についてはどうですか。作成をする方向性と、また今後の視察対応を、今期か来期かちょっと分からぬけど、来られたときにその結果をもって要綱について作成の議論に入っていくか、もうこの期でつくれておくか、その辺りの意見をお聞きしていいですか。

伊場勇委員 視察受入れについては、議会によって受入れ方が様々で違うことがあるので、少し研究が必要かと思います。このたびの追記する事項については、もう議運決定事項でよろしいかと思います。要綱については、

今すぐこれが必要だということはなかろうと考えています。

大井淳一朗委員 他市町の視察受入れに関する要綱を見てみると、大体目的とか事務分担とか視察の申込みの期日とかの項目があります。そして、一番ポイントとなるのは視察費です。だから、視察に来てくれるならお金を取りますよという、まずそういった金銭を取ることから要綱を定めたものと思われます。うちはそこまで行っていないこともありますし、要綱を定めない現状で対応できていますので、早急に要綱をつくる必要はないかと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 他市の状況をしっかりと把握した中で本市の取扱いを決めるべきだと思います。現状ではまだ難しいと思います。

宮本政志委員長 そうしましたら、要綱に関しては、どなたかが必要だと言われて——大井委員がおっしゃったように思います。さすが議運の前委員長であられて、詳細をどこまで詰めたかお聞きしようかなと思ったんですけど、3会派とも要綱を作成云々に関しては必要ないということですので、よろしゅうございますね。では、この陳情書2点目について御意見はございますか。研修会のことで、この2点目に関しては二つですね。内容についての再考と開催の回数の見直しについて、各会派の御意見をお聞きいたします。

伊場勇委員 議員研修会の内容についてですが、今期、議長からしっかり基本に立ち返ってというものが必要であろうということを受けて、江藤議会アドバイザーから基本的な内容を含んだ研修会を開催したところでございます。また、開催回数については決めてないんですけども、議会基本条例に係るところは記載しております、それ以外については、その都度必要な題材を、例えば、議会運営委員会からこれが必要だと思えば

議長にお伺いを立てることもできますし、議会運営委員会以外の常任委員会からも、特別委員会からもできようかと思います。そういったところはより柔軟にその都度議論して開催するべきだと思いますので、回数については、すぐに何回と定めることは必要ないと考えます。

宮本政志委員長　ということは、回数に関しては何かルールづけしてそれを明記すること自体も必要ないってことですね。

伊場勇委員　委員長のおっしゃるとおりです。

大井淳一朗委員　まず1点目ですけれども、陳情者の願意は、議会全体の底上げをしてほしいということです。議長は、常々原点に立ち返る意味でも、基本的な研修を行ってほしいということを言われておりますので、その意を酌んで研修の内容も基本的なものを積極的に組み入れる必要性があると考えます。開催回数については、議会基本条例に関する研修について明記はしておりますけれども、他の研修については明記しなくても必要に応じて都度開催することで、柔軟な対応をしていくべきと思っております。伊場委員の意見と同じです。

宮本政志委員長　今、こうしなければできないというルールはないですからね。大井委員と伊場委員がおっしゃることは分かりました。笹木委員、至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員　議員研修会の在り方については、やはり議員として原点に立ち返るという基本的な議員研修会を前提としながら議会全体の底上げを行うといったことを目的として、基本的な考え方を学ぶ研修会で取り組んでいきたいということになっておりますので、そういう方向性で決定していくと思っております。それからもう1点、開催回数の件数については、議会基本条例に関する研修会の時期については明記しているということですが、その他のものについては明記するのではなく、必要性に

応じてしっかり議論して目的に沿った研修会を開催するということで、特に開催の回数については取り上げておりません。

宮本政志委員長 今、陳情書の2についても3会派の御意見を頂きました。ここで休憩を入れて、前回の議運と本日の付議事項1の議論を踏まえて、私のほうで陳情者に対する回答の案をまとめます。暫時休憩します。

午前9時55分 休憩

午前10時15分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。お時間を頂きました。審査結果についてまとめてみました。皆さん、御覧になられたと思います。（1）と（2）に分かれています。まず（1）の審査結果について、御意見等、修正等がございましたら御意見を頂きたいと思いますが、いかがですか。異議はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、（2）について御意見、修正等はございますか。よろしいですか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、議会運営委員会から高松議長に陳情要望書の審査結果について報告になりますが、こちらの内容で報告させていただきます。付議事項1点目について、そのほかに何かございますか。

伊場勇委員 視察受入れの対応者についてです。その内容によって議員がされている部分と、また事務局が対応しているところもあるかと思います。視察自体は議長に文書が出されているということなので、その対応者については間違いなく議長が指名することが必要だと思います。それについて今の状況はいかがか、確認させていただきたいと思います。

宮本政志委員長 事務局に確認ですね。視察受入れの担当者の振り分けはどのようにになっているか、伊場議員から現状についての確認がありましたの

で、局長、よろしいですか。

石田議会事務局長 すみません。確認ですが、視察の振り分けというのは何でしょうか。

宮本政志委員長 議員の対応です。例えば、議会だよりで来られたらどこの誰が担当すると。これはどういう決め方がされているか、その現状です。

石田議会事務局長 それぞれの内容を見まして、例えば、委員長が言われましたように、広報の関係であれば広報特別委員会の委員長にお願いしたり、議会運営関係のことであれば議会運営委員会にお願いしたりといったように、その内容を見ながら各委員長等にお願いをしているところでございます。

宮本政志委員長 違います。そうじゃないです。伊場委員は、誰が担当を決めているのか、議長が指名しているのか、それ以外なのかってことでしたよね。（「はい」と呼ぶ者あり）石田局長、どうぞ。（発言する者あり）誰が答えるんですか。視察を受け入れた場合、どこの委員会か、あるいは誰かという担当が決まりますよね。それが決まるに当たっては、議長が指名しているのか、あるいはそのほかの方法で決まっているのか、その現状を確認したいということです。

石田議会事務局長 先ほど申しましたように、内容について視察内容を所管する委員会等を事務局で見まして、事務局でお願いをしているところでございます。

伊場勇委員 事務局が担当を決めているというところについてですが、これは議長がしっかりと確認するべきかと思います。向こうは議会に対して来ていてるわけですよね。内容によっても、もちろん事務局で判断できるところもあるうかとは思いますけど、全体を見られている議長が判断される

べき場合もございます。そこは今後改めるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

宮本政志委員長 伊場委員、今の内容で行くと臨機応変に行うべきと聞こえたんですよ。つまり、事務局が対応できるときは担当を事務局が決めると。そうじゃなくて、まず、事務局から担当を指名していた場合に、全て議長から了解を得た上でやっていたかっていうことを確認させてもらっていいですか。

石田議会事務局長 視察の要請がありましたら、そのように議長には報告をして、視察の議長からの挨拶等をお願いしているところでございます。

宮本政志委員長 ということは、私の質問に関しては、挨拶を議長がしているんだから誰が対応するかはそこで議長は分かっている。だから、了解を得ているという前提ですっていうことですね。だってそうでしょう。挨拶してもらっていますですから、挨拶の時点で分かっているはずでしょうということですか。

石田議会事務局長 すみません。議長に挨拶はお願いしておりますが、どこの委員会が対応すると明確にはお伝えしておりません。先ほど伊場委員から言われましたように、これからはきちんと担当部署、担当の委員会等を議長に確認しながら視察の対応をしていきたいと思っております。申し訳ございません。

伊場勇委員 必ず議長から指名していただいて、その担当議員も責任を持ってやっていただくことが必要だと思います。それが正しい運営だと思います。

石田議会事務局長 言われたとおりだと思いますので、これからそのように対応したいと思います。申し訳ございません。

宮本政志委員長 石田局長、よろしくお願ひします。付議事項1点目についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項2点目に入ります。日本共産党山陽小野田市議会議員団による善良なる市民に対する名誉毀損事件についての陳情書です。これは先般、先ほど申しましたように参考人招致をしております。やはり、弁明の機会、中立公平な委員会運営を心がけたいと思っておりますので、ぜひ共産党市議団のほうも参考人としてお呼びするべきだと思いますが、まず参考人招致について異議はございませんか。

伊場勇委員 前回、方向性については、一方から聞くわけではなくて、間違いないその共産党市議団2人に対して事実確認をするべきだという方向性だったと思います。当時、笹木委員が欠席されていて恒松議員が出席ということで議決までは取ってなかつたので、このたび議決を取るべきだと考えます。

宮本政志委員長 だから今、議決を取ったわけです。異議なしですね。（「はい」と呼ぶ者あり）伊場委員がおっしゃるとおり、前回は至誠一心会の笹木委員の代理として恒松議員が出席して、参考人招致については会派に持ち帰りますと。だから議決を取っていないです。参考人招致に異議はございませんね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、参考人招致について、今度は日時を決めてどなたを呼ぶかっていうところを正式に議決を取っていかないといけないんですが、現状で報告すること等は別段ないですか。

岡田議会事務局議事係長 参考人招致につきまして、ただいま可決されたところではございますが、先般、委員会全体として参考人招致が必要という流れであったところから、内諾を得るために日程調整の連絡をするよう委員長から指示を頂いておりましたので、共産党市議団のお2人に連絡を取らせていただいております。その現状を報告いたします。連絡した

折には、2人とも参考人として議会運営委員会に出席される意思はないということで確認を取っております。そのときにお話しした内容としましては、2人の考え方としては、この件につきまして議会運営委員会で取り扱うべきでないと考えるので、参考人として出る意思もないということを確認しております。

宮本政志委員長 この日は都合が悪いからということではなくて、この付議事項2点目を扱う議会運営委員会には、参考人としてはもう一切出席しないということを事務局が確認を取ってくれていたんですね。そうしますと、日時と誰をという参考人招致の議決までは行きません。先般、陳情者をお呼びして参考人として質疑等をして、それを持ち帰っていただいておりますから、まず論点整理を少ししておく必要があると思います。この陳情書についての論点整理、各会派で簡明に意見を述べていただきたいと思います。皆さん、御意見等はございますか。論点整理です。つまり、参考人招致のときに、これについてはこの内容とは相違します、この点についてはこうです、それについてはこうですという回答がございましたよね。その辺りが結構多くあったと思いますが、その中でこの辺りについては論点整理が必要だというところですよね。あるいは、参考人招致が仮にできていたとした場合には、当然共産党市議団の2人が来たときに確認する事項、つまりその論点整理ができていると。各会派に持ち帰っていただいているので、その御意見をお聞きしたいっていうところです。少し休憩を入れましょうか。多分、議事録が結構長かったと思うんですよね。ですから、恐らく論点を整理してここで各会派の意見を言うだけでも——休憩を入れましょうか。（「休憩入れてください」と呼ぶ者あり）では、暫時休憩に入ります。

午前10時30分 休憩

午前10時41分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。付議事項の2点目についてです。御意見等はございますか。

伊場勇委員 前回、樋口氏を参考人としてお呼びして事情を聞いたところです。願意も受け止めました。主な項目としては、まず資料として出された明るいまちの内容が事実なのかどうかを確認しなければなりません。そして、取り下げられた議長に出された文書である「山口県山陽小野田市議会名で発信される個人アカウントのユーチューブチャンネルについて」の中で、樋口氏は、一市民である樋口氏を陥れるような印象操作をしているのではないかという疑念を持たれています。その中には、「いじめにも等しい不法行為」という表現をされているところに疑義を持たれている。そこについてもしっかりと確認しなければなりません。それに加えて、その中にある「瀬踏み行為として」という部分についても、公職選挙法違反であるかどうか、どういうふうな見解を日本共産党市議団が持っているのかというところを、樋口氏は違法行為を繰り返していることを自白している証拠と位置づけられていますが、そこについても確認するべきかと思います。樋口晋也氏は、名誉を傷つけられたと受け止めておられますので、そこについても共産党市議団の見解を聞くべきだと思います。また、捏造記事についての責任の所在ということで、捏造記事かどうかという確認も必要です。加えて、適切な対処というところについては、共産党市議団の見解を聞いてこちらが対処すべきだというところが論点だと思っています。また付け加えになりますが、先ほど岡田係長が共産党市議団に確認したところ、議運で取り上げるべきでない事項と位置づけられたというところについても、どういった理由で議運がこの事案について取り上げてはならないのかというところについて確認が必要だと思います。私からは以上です。

宮本政志委員長 今、伊場委員から論点の意見がございました。創政会で論点整理をした結果でしょうね。（「はい」と呼ぶ者あり）伊場委員の論点について、ほかの会派から付け加えや訂正等がございましたら、御意見

をお願いいたします。

大井淳一朗委員 先日の樋口晋也氏に対する参考人聴取の中で、共産党議員団が出されたこの文書の中にところどころ事実と異なる部分があるというのをおっしゃっていましたので、その一つ一つを確認する必要があるろうかと思います。そもそも、後ほど撤回したとはいえ、なぜこの文書を出したのかということも聞いてみる必要があるのかなと思っております。

宮本政志委員長 そのほか、笹木委員いかがですか。

笹木慶之委員 特に異論はありません。

伊場勇委員 やはり議運の委員長名で、山陽小野田市議会共産党市議団の2人に対して正式に文章で参考人をお呼びすることが必要かと思います。

宮本政志委員長 伊場委員、それは事実確認をしっかりするという前提ですか。理由をお願いします。

伊場勇委員 もちろん、事実確認をする必要性があるためです。

宮本政志委員長 分かりました。

笹木慶之委員 ただいまの発言について異議ありません。

宮本政志委員長 大井委員、いかがですか。

大井淳一朗委員 私も異論はございません。

宮本政志委員長 そうしますと、やはり事実確認が非常に重要ですので、議会運営委員会として委員長名で、山陽小野田市共産党市議団の山田議員と

中島議員に正式に文章で出席要請をしたほうがいいのかな。まず、その辺りで要請することに異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）内容等にございましては、委員長に一任していただきたいんですが、異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局、確認したいんですけど、その辺りは手続的には大丈夫ですか。（発言する者あり）議会運営委員会として、委員長名で市議団の2人、山田議員と中島議員に出席要請の文書をお出しするという手続を進めていこうとなつたんですが、いかがですか。

岡田議会事務局議事係長 今の点につきまして、まず前提となる事項の確認をさせていただいてよろしいでしょうか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）通常、参考人の出席要求につきましては、委員長から議長へ出席要求を行うことを依頼しまして、議長名で参考人に対して依頼をかけることとなります。これが通常の手續です。今、委員長がおっしゃったのは、それとは別のところで事実上の行為として、委員長名で共産党市議団に対して参考人としての出席を要請したいということでおろしかつたでしょうか。

宮本政志委員長 そうです。その前提で手續論を聞きました。まさに岡田係長が言ったとおりです。ここで暫時休憩に入ります。

午前10時54分 休憩

午前11時12分 再開

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。事務局のほうから回答はございますか。

岡田議会事務局議事係長 先ほど頂いた質疑に対しまして、事務局内でうまく消化ができておらず、お時間を頂いてしまい大変申し訳ございませんで

した。先ほどの質疑を再度整理させていただくと、あくまで正規の手続に至る前提として、事実上の行為として委員長名で参考人招致の要請を行いたいということでしたので、法令の外に当たるものとなります。そういうルールに関しましては、やはり議会運営委員会の皆様で議論していただいた上で決定されるものと存じますので、事務局から特段何か意見をということはございません。

宮本政志委員長 今、岡田係長からの事務局の見解をお聞きなられて、御意見はありますか。通常であれば、参考人招致に関しては議長名で出します。参考人招致をその前に議決して云々ということで、正規の手続はそういう流れです。ただ、先ほどありましたように、今回の参考人招致に関しては、まず先に出られる意思がないということが確認されましたよね。その後に論点整理して、やはり事実確認が必要だと。これは当たり前のことだと思います。そのためには、やはりもう一度参考人招致ということを前提に何らかのアクションが必要じゃないか。そこで、議会運営委員会として議運の委員長から委員長の名前で、共産党市議団の山田議員と中島議員に、出席要請の文になると思いますが紙媒体で要請をする。この手続に瑕疵があるかどうかということを、私も委員長として自分の中では一応確認はしたんですけど、再度確認の意味で事務局に見解を聞きました。その流れでいくということで要請しますが、委員の皆さん、御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）そうしますと、委員長名で参考人招致の要請を山田議員と中島議員にいたします。先ほどもう議決を取りましたので、これは確認の意味で言いますけど、内容に関してはもう委員長に一任していただくという方向性で進めてまいります。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）付議事項2点目については、そのほかよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項の3点目、第10回議会運営委員会における諮問事項についてです。これももう1年半ぐらい前に議長のほうから諮問を受けたにもかかわらず、すみません、委員長である私の手続ミス等ございまして、かなり時間がかかっています。各会派のほうでもう議論は終わっていると

思いますので、これについて御意見を頂きたいと思うんですが、ここで委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。この政党機関紙に関しましては、個人情報の関係、あるいは政党機関紙ですから、介入できるところとできないところと様々な問題というのも秘めております。あるいは先ほどの付議事項でもございました、先ほどというか今日の冒頭かな。取消しを必要とする発言等が議論の中で出る可能性など、いろいろな問題点を鑑みまして、この付議事項3点目のみに関しましては中継を一旦中断したいと考えております。これは詳しく言いますと、中継という制度そのものを今後も含めて中断しますという意味ではございません。これは委員長権限としてはできません。ただ、この付議事項3点目のみに關しましては、委員長としては中継を今から切りたいと思いますが、これについて、皆さん、御意見等はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、異議はなしということでおろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、事務局、中継を切ってください。

（中継切断）

宮本政志委員長 今、中継を切りました。マイクは使用して発言をお願いいたします。この付議事項3点目について、御意見等を頂けますか。これは前回までの流れでいきますと、参考人招致もですけど、その前に事実確認も少し絡んでくるかなと思います。事実確認と現状確認も踏まえて、御意見をお聞きいたしましょう。

伊場勇委員 これは2024年1月24日に出された明るいまちの内容を議長が諮問されたと理解しています。その中で事実に基づかない、そして住民の信頼を大きく損なう部分でないかという懸念が議長からあったということです。これについては、やはり事実確認をしないと内容がはっきり確定できないというところだと思います。以前、共産党市議団については、間違ったところは即座に訂正する措置を取ると申しておりました。結果、それがなぜか撤回されたんですけども、間違ったところは必ず訂

正すると。そして、被害に遭っている方がいらっしゃるのであれば間違いないなく謝罪をするというところがセットだと思います。何にしても取りあえず、事実かどうか、これが本当のことなのか、うそを書いてしまったのかというところは、中島議員、山田議員の両議員から事実確認をする必要がある。これはもう間違いなく執り行わなきやいけないと思っています。

宮本政志委員長 皆さん、令和6年1月19日の第10回議会運営委員会の付議事項3点目、ここ最後に議長がこの議会運営委員会のほうに諮問された発言の内容は議事録等で確認をしてらっしゃると思いますけど、そこは大丈夫ですよね。今、伊場委員が言ったようなことなんですよ。議長は決して自分が書かれたから云々ということは全くおっしゃつておられません。議会が住民の信頼を大きく損なうようなことになっているというような前提で厳重注意をした。あるいは事実確認を行う。そして、今後はきちんと事実確認をしていきましょうというような内容を確認したことが議事録に残っていますので、その前提で創政会の伊場委員は意見を述べられたと思います。ほかの委員の方、御意見等はございますか。創政会は、事実確認をしないといけないってことでしたね。（「はい」と呼ぶ者あり）

笹木慶之委員 内容的には事実が確かであるかどうかということはきっと確認しないと判断できませんので、そのような手続を取りたいと思います。

宮本政志委員長 大井委員、いかがですか。

大井淳一朗委員 同じです。

宮本政志委員長 今後の流れからいいたら、参考人招致の件は前回話を出しておりますが、こちらの明るいまちに関して、先ほどの付議事項2とは事件としては全く別ですけども、付議事項3点目に関しても参考人招致と

ということで異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）次に、その日時等の打合せに入っていきますが、仮にまた参考人招致が難しくなった場合を少し想定しておかなければ、同じことの繰り返しになります。そういう場合はどうするべきかの方向性について、御意見はございますか。

伊場勇委員 お手数をかけますが、宮本委員長名で、書面でしっかりと要請していただきたいと思います。

宮本政志委員長 そうしますと、付議事項3点目の参考人に関しましても、通常であれば確認をすると。そして、ここで議決を取ると。議決を取つたら、正式に議長名の文書で伝えていくという流れになるんですが、そうじやなかつた場合は、議運の委員長名で議会運営委員会として、参考人招致出席の依頼をするという方向性ということでおろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは異議なしということで、その方向性で参考人招致をして事実確認をしていくということになりました。3点目について、ほかに御意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩します。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

宮本政志委員長 委員会を再開いたします。それでは、付議事項3点目は、ほかに御意見なしということでよろしいですね。それではここで暫時休憩に入ります。

午前11時31分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

(中継再開)

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。付議事項 4 点目、一般質問の在り方についてです先般の 6 月定例会の一般質問をもって、試行的に 30 分にしておりました。6 月定例会が終わりましたので、これから 9 月定例会に向けて一般質問をどのようにやっていくかということは各会派のほうで持ち帰っていただいておりますので、議論等を踏まえた御意見を頂きたいと思います。特に時間のことですね。今は 30 分でやっておりますが、そのことで各会派の意見をお聞かせ願えたらと思います。

大井淳一朗委員 この件につきましては、試行的に 30 分（執行部の答弁時間 を含まない）という形でやってまいりました。これによって、議員が自説をとうとうと述べるという場面がほとんどなくなり、的確に質問をし、執行部が答えると。執行部側も極力答弁を簡略するということで、私たちもそうですし、一般質問を傍聴されている方やネット中継を見られている方も一般質問の論点が分かりやすくなつたと感じております。一般質問は議員のパフォーマンスだけの場ではありませんので、私はこの変更をやってみてよかつたなと思います。

伊場勇委員 大井委員と同じ意見でございます。30 分にしたことによって、間違いなく質問が聞きやすくなつたと思います。市民の方もそう思われていることと私は推測しますし、議員の持ち時間 30 分については試行的にやっておりましたが、もう本格的に決定事項としてやるべきだと考えています。

宮本政志委員長 すみません。お伝えし忘れておりました。この付議事項 4 点目に関しては中継を始めています。（「はい」と呼ぶ者あり）これは冒

頭に言うべきでした。失礼しました。

笹木慶之委員 一般質問の在り方については、先ほどから意見がありましたように、やはり質問時間の計画性を求める、あるいは速やかな答弁に移っていく。そういうことについては、かなり整理できたと思っています。また、質問の様式についても、かなり厳格というか、明確な資料が求められたということで、私の会派としてもかなりいい状況が動いてきたと思っております。したがって、今後については、同様な対応を今後とも進めてもらいたいということを求めていきたいと思います。

宮本政志委員長 それでは、委員の皆さんのお見としたら、試行的にしておりました30分（執行部の答弁時間は含まない。）の一般質問でよろしいですね。異議はございませんね。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、そこで申し合わせ事項の変更が必要になってきます。これは、もう事務局と相談して案をつくっておりますので、ここで一旦暫時休憩に入ります。

午前11時39分 休憩

午前11時41分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。今、皆さんは申し合わせ事項の新旧対照表を御覧になっていると思います。こちらの改正前と改正後、特に改正後のほうについて御意見等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、申し合わせ事項の改正について異議はございませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項4番、一般質問の在り方についてですが、何か御意見はございますか。

伊場勇委員 この一般質問について、少し問題提起をさせていただきたいと思います。まず、通告書についてですが、通告書を提出して、その後に事

務局がチェックしております。ただ、その中で事務局が相当時間を割いていらっしゃる議員が見受けられます。もちろん、議員として願意をちゃんと明確にして、何を最終的な目的で聞きたいのかっていうのはお持ちのこととは思いますが、なかなか正直なところ日本語になってない部分があるからこそ事務局が相当な時間を使っているように感じています。一般質問をすることは悪いことじゃないですけれども、それに当たっては通告書をもっと精査して出すべきだと思います。もちろん、責任は一般質問する議員にあると思いますが、それに付随する手間が今以上にかかるてしまうことは、現状あってはならないし、あり得ない事態だと思いますので、それについても問題を感じているところです。もう1点は、聞き取りについてです。執行部からいろいろな文書が出た経緯もございますが、そもそも自分の聞きたい内容、願意がちゃんと定まっているのであれば、それを理解していただけるだけの話だと思うんです。ただ、聞き取りの中にも、再質問などの内容も全て聞き取られて、文章の読み合いのような一般質問にはなっていないだろうかというところに私は疑義を生じています。なので、一般質問で何をすべきかというのをいま一度、議員一人一人が認識をして、そのスキームについても自分が責任を持って主体的に取り組む。こういった内容を再度成熟していくべきだと思います。今まで議運の中で、通告書にても分かりやすく書けるようにいろいろ工夫して議論してきたわけで、多少は改善されたかと思うんですが、それでも、まだある意味、議員の力量が伴っていないのかなという部分が積算するので、その点についても問題提起として発言させていただきます。

宮本政志委員長 今、伊場委員から、通告書や聞き取りの現状とその問題について意見がございました。委員長として事務局に確認をしたいんですが、まず通告書です。6月定例会かな。岡山議員が3時間ぐらいかかっていたということを私は確認しているんですが、その事実確認を簡明に端的にお聞きしていいですか。

石田議会事務局長 私が対応しました。時間については、時間で計っていたわけじゃないので何とも言えないところですが、そういう長い時間であったのはございます。

宮本政志委員長 こういうのは事実確認で必要なので聞きます。それだけの長時間かけて、事務局として何をやったんですか。

石田議会事務局長 通告書につきましては、執行部のほうでその文書を見て内容がよく把握できるようにということで、内容を見ました。それで、意味が分かりにくいところを議員と一緒に確認しながら、内容、表現等の整理や調整をしたり、それからアドバイスをしたりしました。また、その整理や調整をする上で、通告内容に引用されている資料の内容なども確認させていただいたということがあります。それから、文章の前後の構成を変えるなどもございました。内容については以上でございます。

宮本政志委員長 今、局長から説明がありました。私は岡山議員の通告書のチェックに3時間近くかかっているということを耳にして、一応いろいろ確認をして、公開の場で岡山議員という名前も出して、その問題点をあらわにしたわけです。先ほど伊場委員が言うような通告書の現状と問題点にも少し関連して、あくまで岡山議員だけのことを言っているんじゃないんですけど、局長の説明も踏まえて、通告書の在り方や今後の方向性について御意見等がございましたら、お願ひします。

大井淳一朗委員 伊場委員が言われたとおり、各議員が気をつけて通告書を書くようにというのは簡単なんですけど、実際に今までに議長も言われていると思うんですよ。なのにできてないと。自覚がないというよりも、これはもう根本的な問題なのかなと思うんですよ。言論の府ではあるけど、ある程度最低限の文章が書けないと。岡山議員のことだけを言っているとかではなくて、これは対応の仕方がなかなか分からないです。文章の書き方の研修をやるんですかという話になってきますよね。

宮本政志委員長 大井委員が言われるところはよく分かるんですよ。まず1点目、岡山議員の名前を出したのは、ほかにも議員はいるけども、岡山議員は吉永議員と政党会派を組んでいるわけでしょう。そうすると、みらい21も至誠一心会も同じと思いますが、創政会は創政会で、各一般質問するときに会派の中で通告書をやはり議論するわけですよ。だから、政党会派として吉永議員がしっかり岡山議員のフォローをして、きちんと会派の役割を理解されてちゃんと履行してれば、事務局に全く関係ないような仕事を与える必要はないので、名前を出させてもらいました。議会だよりだって同じですよ。自分の一般質問の原稿を出すあるいは委員会レポートの担当になった委員が委員会レポートを出す。特に議会だよりは、こう言つたらいけないけども、ある程度適当にしておけば、一般質問通告書と一緒に、事務局がどうにかやり替えてくれるだろうというように受け止められるようなことがあります。これを私は委員長として問題と思い、先ほどの伊場委員の意見に対して深く入っているわけです。そうすると、今後どうすべきということがございますか。研修とかじゃなくて、実際通告書が出たけど内容がよく分からないと。誤字脱字の問題で何時間もかかるわけはないんですよ。内容が分からないと。これじゃ一般質問の通告書として表に出せませんよと。議会としても恥ずかしいですよという場合に、事務局に負担かけることがまずおかしな話なので、議会としてどうしたらいいかっていう御意見があればと思います。

大井淳一朗委員 今、委員長が言われるとおり、会派での対応というのは一つ考えられると思います。うちの会派でも、極力3人が集まって、どういった一般質問をするのかと通告書を見て精査したことがありますので、これで少しはよくなるのかなと思っています。やはり自分は悪いと思って書いてないので。ただ、他人の目から見て、ここは読みにくいんじやないかとか、ここは明確にしたほうがいいんじゃないかとかというのが出てきますので、今、委員長が言われた案というのは、これからも必要

ではないかなと思います。無所属はどうにもしようがないのですが、仲のいい議員がいるでしょうから、とにかく提出する前に他人に見てもらうというのは、一つの有効な手段ではないかと考えます。

宮本政志委員長 今、大井委員もおっしゃったように、各会派、あるいは会派に属していない議員、それぞれ議員としての自分の一般質問に対する責任としてきちんと内容が分かる——自分が一番内容を知っているですから、ちゃんとした文章で通告書を出すようにすると。例えば、今月で言いますと、一般通告締切りは8月19日正午までと決まっていますよね。仮に今のようなことをやったとして、それでもよく分からぬ通告書が出た場合にことを議会運営委員会としては想定しておかないとけませんけど、そういう場合の御意見はございますか。

伊場勇委員 毎回なるべく早めに出してくれと言っているところですし、今回の一般質問の通告締切は8月19日正午までなので、そこで完全に締め切るべきだと思うんですよ。まだ修正があれば基本的には受理しないじゃないですか。そこを厳格にするべきだと思います。

宮本政志委員長 例えば、事務局のほうで誤字脱字のチェックはできるけども、要は、差戻しは……議長が、通告書は締切りよりも前に早めに出すようにということで言われて、最近は一般質問する議員が大分それを守っているとは思います。ということは、差戻しがいいのかな。議員が出してきた。事務局が確認した。一般質問の内容の趣旨がよく分からない。それを事務局はお手伝いして修正するんじやなくて、よく分かりませんから差し戻しますと。つまり、いい悪いは事務局が決められないですね。それは事務局に課しちゃいけないことだから。だから、分かりませんから差し戻しますってことで、つまり受理しないと。それが、伊場委員が言うように、期限を過ぎてしまったら、これはルール上もう一般質問はできないと。そういう流れですね。委員の皆さん、どうですか。

大井淳一朗委員 受理するかどうかの判断を結局事務局にというのが難しい。

書類に不備があるなど形式的な受理はあると思うんですけど、日本語になつていなかといふのはどういう基準で決めるのかという問題があります。伊場委員が言われるように、厳格に切るのはいいとは思うんですけども、今後、ある議員が提出したが、日本語になつていなか、読み取りにくいかから受理しなかった、提出期限が過ぎてその議員は一般質問できなくなつたときに、その議員は多分相当クレームを入れると思うんですよ。事務局のせいで一般質問できなかつたとなると、どうなのかなと思うんです。

宮本政志委員長 そうですね。だから、一般質問で何をやりたいかということは本人が一番分かっている。それを市民に分かりやすいように文章化して通告書を作成する。当然、原則としてそれができる方が議員になっているはずですよね。それから、これは意味がよく分かりませんと、何を書いているか分かりませんというような程度の低い通告書なら、事務局は「これじゃあ内容が分からないので差し戻させてください」ということはできると思っています。ただ、事務局が判断に迷った場合、受理するかしないかの判断は事務局の負担が大きくなると思うから、こういう通告書がありますとので、どうしましようか、差し戻しましようか、どうしたらいいんでしょうかということは、議長に相談して、議長が判断していただいたらよいと。議長の判断に対して異議があるんだったら、そもそも分かりやすいちゃんとした通告書をつくればいいじゃないのかという話になるんです。僕は事務局に受理の判断をしろということを言っているんじゃないです。差し戻したほうがいいっていう判断ができるなら差し戻したらどうかと言っているんです。それか、もう全部議長にしてもらいますか。事務局でも何か見解があつたら言ってもいいですよ。

笹木慶之委員 そもそも論ではあるんだけど、もともとは議員の力、そして議会の力、そしてそれをつないでいる会派の力、そういうものがつながって一つの事務事業が進むと思っています。したがって、事務局の手を

煩わすわけではなく、そういうものが起こる場合にはやっぱりそれは差戻しもあり得ると思います。だけど、その状況に応じて、今、言ったようにもちろん議員の力として、あるいは議会の力として、やっぱりそういうことのないようにしっかり取り組むべきだと思います。だから、事務局からの差戻しが起こり得ると思います。

宮本政志委員長 本当にこれはよく分からなっていうのだったら差戻しってことに関しては、局長、事務局のほうで何か意見はありますか。我々に差し戻させたら困りますよとか、何かいろいろありますか。

石田議会事務局長 やはり一般質問は各議員にとって重要なことですので、事務局で差戻しっていうのはなかなかしづらいと思っております。

宮本政志委員長 今の事務局の見解をお聞きして、どうですか。（発言する者あり）皆さん、御意見はございませんか。通告書はこういうふうにしましようということで、そもそも改選後、約4年前に高松議長は通告書を詳細に書きなさいと言っていて、全議員が一般質問するときにそれに沿っていたかという話ですよね。しばらくそれができない議員もいたわけですよ。先ほど笛木委員も言ったけど、それは当然会派などでしっかりとした通告書を出しますと気をつけるのは大事ですよ。でも、それでもできなかつた場合はどうなのかという話です。実際できていなかつたから3時間もかかったわけでしょう。だから、できなかつた場合はもう差し戻すしかないんじゃないですかって言っているんですよ。でも、事務局は差し戻すことは控えたいと。つまり、これは議員の一般質問なのでと。最終的にはさっき少し触れましたけど、あくまで受理するのは議長なので全て議長に見てもらうのかっていう話になりますよ。もう一つ、会派の重みっていうのが出てきますから、あらかた今日方向性が定まってくれると、9月定例会は8月19日正午で一般質問通告書が締切りになりますので、これを先に延ばすと、9月定例会も従来のままということになります。そうすると、事務局の負担が大きくかかるということ

とがまた発生するかもしれません。御意見はございますか。

伊場勇委員 事務局については、あまりタッチしないような心がけぐらいしかできないかなと思うんですよ。受理する、受理しないは、議長が最終的には判断されることでございますので、差戻しについてもう議長に判断していただきたいと思います。

宮本政志委員長 ほかの方、御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）
そうすると、3会派の皆さんは、先ほど大井委員も言わわれたように各会派でしっかり通告書のことをお話ししていただいて、政党会派には議運の委員長の私が伝えてという方向性でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど伊場委員から一つ問題提起がございましたけど、聞き取りについて、皆さん御意見等はございますか。聞き取りも長時間して何が悪いんだという考え方をする議員もいるので、果たして聞き取りの長い、短いが、一般質問の内容のいい、悪いに正比例するか反比例するかって、非常に難しい判断材料にはなります。この聞き取りに関しても、各会派でいろいろな時間、内容も含めて、また御意見等を集約しておいていただきたいと思うんですけど、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）聞き取りに関しては、しっかり会派で確認を取ってください。
付議事項4点目、一般質問の在り方についてはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項5点目、その他に入ります。委員の皆さん、その他について何かございますか。

伊場勇委員 前回も少し議論された国旗と市旗の掲揚についてでございます。
現在は、議場の入り口に国旗と市旗を設置しておりますが、現状は「掲揚」ではないと考えます。「掲揚」とは物を高く掲げることだと思いま
すので、現状を至急変えていただきたいと考えます。やり方としては、議長席の後ろに国旗と市旗があるべきだと思いますので、できることであれば9月定例会本会議からすべきだと考えます。

宮本政志委員長 伊場委員、創政会の意見としては、国旗掲揚になってないじゃないかってことですね。設置で終わっていると。

伊場勇委員 国旗と市旗については、掲揚するというところまでは決まってい ると理解しています。私が今、問題としているのはその場所でございま す。ふさわしいところに置くべきだと。つまり、議長席の後ろにしっかり掲げるべきだと考えます。

宮本政志委員長 9月定例会からと言いましたが、9月定例会初日のことを言 っていますか。

伊場勇委員 9月定例会初日の本会議開始からがふさわしいと思います。

宮本政志委員長 創政会の伊場委員から、国旗と市旗を今の議長席の白い壁の 上のほうに掲揚するべきだと。それから、9月定例会本会議初日が8月 25日になるんだったかな。初日に間に合うようにするべきだという意 見が出ました。ほかの委員の方、今の伊場委員の意見に対して御意見は ございますか。

大井淳一朗委員 この件に関しては、国旗の掲揚については、議長の事務統理 権の範囲だと認識しております。当時、イデオロギーの強いもので、当 時の議長が苦渋の決断で今の形になりましたが、本来は掲揚というの 高いところに掲げるということでありますので、伊場委員の言われるよ うな運用でしていただきたいと思います。

宮本政志委員長 笹木委員、至誠一心会はどうですか。

笹木慶之委員 もともと言っておる考え方があるんですが、それはそれで置い ておいて、やはり現状の中で国旗を掲揚するという形を取ってもらいたいと 思います。したがって、もちろん市旗も同様です。議長席の後ろに

しっかり掲揚してもらいたいと思います。

宮本政志委員長 もう一つ皆さんにお諮りしたいことがあります。今3会派とも、議長席の後ろの白い壁の位置は、具体的には別にしても上段部分に国旗と市旗を掲揚する。今、至誠一心会は、掲揚はオーケーということでしたが、9月定例会の初日からということに関してはいかがですか。

笹木慶之委員 全く同様です。

宮本政志委員長 大井委員もよろしいですか。

大井淳一朗委員 初日からお願いします。

宮本政志委員長 国旗掲揚、市旗掲揚、それから、できれば9月定例会の本会議初日からということに関しては、皆さん異議がないということでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それから、実際にどのような国旗、市旗を掲揚するか、あるいはどのような方法で掲揚するか、あるいはそれに対して費用的なものがどうなのか、物理的なものがどうかということに関しては、高松議長に一任をするということを委員長としてお諮りさせていただきたいんですが、いかがですか。

伊場勇委員 細かい大きさとか（「細かくない」と呼ぶ者あり）ふさわしい大きさとかそういう点については、議長に一任していただきたいなと思います。

宮本政志委員長 掲揚と開始日は今、議決を取りました。そのほかに関しては、議長に一任ということで異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、創政会の伊場委員から提案がありました国旗と市旗の掲揚に関しては終わります。委員の皆さん、そのほかございますか。

高松秀樹議長 先ほど一般質問の通告書のことである一定の結論が出ていましたが、そうなると 12 時という通告締切に間に合わない可能性がありますよね。つまり、受理できなかつたら間に合いませんので、ある程度前もって出していただくことを各会派、または議運に所属されてない方々にもしっかりと伝えておいていただきたいなと思います。可能性はありますよ。よろしくお願ひします。

宮本政志委員長 通知に関しては、事務局、打合せしましょう。全協云々というのはちょっと無理なので、いち早く今日の議運決定事項として通告しましょう。通告っていうか周知しましょう。そのほか、議長、よろしいですか。（うなずく者あり）それでは、本日の第 58 回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0 時 5 分 散会

令和 7 年（2025 年）8 月 5 日

議会運営委員長 宮 本 政 志